

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、豊丘村が策定した豊丘村防災マップ（令和2年6月更新版）、豊丘村国土強靱化地域計画（令和3年3月）、豊丘村地域防災計画（令和3年3月）及び、J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 地域の災害のリスク

(1)-1. 地域の概要

(地形)

豊丘村は長野県南部の下伊那郡に属する。伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、東は伊那山脈を境として大鹿村、飯田市上村に続き、南は高関山を境に喬木村と接している。また西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川を挟んで松川町生田と接している。



図1 豊丘村の位置

この地域は天竜川に沿って扇状地が発達し河岸段丘が形成されていて、天竜川沿の下段地域が沖積地帯、河岸段丘を重ねる中段地域は伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地、山間地帯は花崗岩の基盤上砂質土となっている。また伊那山脈に源を発する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市ノ沢川、間沢川の一級河川が河岸段丘を横断して溪谷をつくり天竜川に注ぎ込んでいる。

(気候)

気候は東日本区の中央高原区に属するが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯で、気温の日格差が大きい。また四季の変化が明瞭で、年間の降水量は約1,600mmで、梅雨期、秋霜期に集中しており、冬は比較的温暖で雪が少ない気候となっている。山間盆地としては住みよい気候だが、年平均気温は天竜川沿岸が比較的暖かく、山間地は標高が高くなるにつれて順次気温は低くなるというように、地区による気候の違いもみられる。

(1)-2. 土砂・洪水ハザードマップ

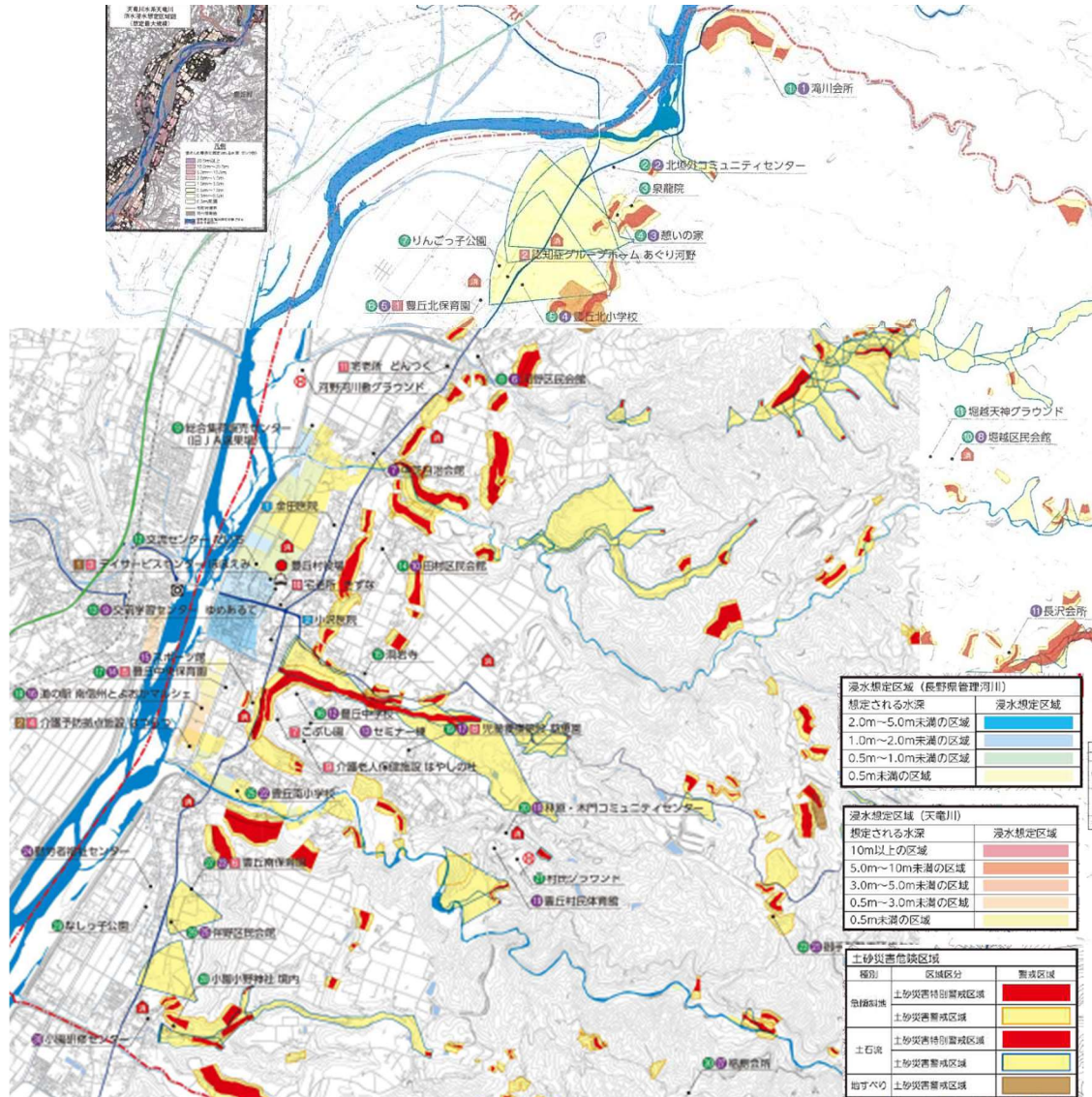


図2 豊丘村防災(平成30年3月更新版)マップ (河野地区 と 神稲地区 合成)

豊丘村防災マップによれば、天竜川上流部、河野地区の寺沢川合流地点から下流部の神稲地区の蛇川合流地点にかけては、全域にわたり浸水が想定されており、その深さは0.5m~5.0m。

さらに、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所による「天竜川水系 天竜川洪水浸水想定区域図」では、想定最大規模として松川町との境に近い市の沢川付近から、喬木村との境にあたる壬生沢川に至るまでの浸水が想定されている。

これらの場所は天竜川に沿った平坦な地域で豊丘村の下段地域にあたる。村の人口は約6,700人で人口密度は約87人/km²であるが、人口の約9割がこの下段地域に集中している。

土砂災害については、下段地域から中段地域にかけて河岸段丘が形成する急傾斜地と、天竜川の支流が作った溪谷が危険区域に指定されている。河岸段丘の際には街道が通っていて、多くの住居が存在している。また下段地域と中段地域とつなぐ道路は、支流が作った溪谷沿いを通っており、その道路沿いにも集落が点在している。

豊丘村は、急峻な地形を流れる一級河川の氾濫や崩れやすい地質などの影響で、過去何度も災害に見舞われている。昭和36年(1961年)の「三六水害」では、台風の接近と梅雨前線の停滞により激しい雨が降り続き、豊丘村を含む伊那谷の各地で川の氾濫、土石流、地すべりが発生している。この災害では死者3名、全半壊家屋43戸、流失家屋25戸の被害に見舞われた。また近年では昭和58年の台風10号で全半壊家屋21戸の被害が、令和2年7月豪雨災害では、多数の土砂崩落、人的被害が発生している。

(1)-3. 地震(J-SHIS(日本防災研究所) 2019年版データを引用する)

豊丘村近隣の活断層分布



図3 豊丘村近隣の活断層分布

豊丘村周辺の主要な断層は、豊丘村西部に木曾山脈西縁部断層地位主部、伊那谷断層帯主部及び伊那谷断層帯南東部が連続していて、糸魚川-静岡構造線断層帯(南部)が東部に縦断している。またその他にも、中央構造線赤石山地西縁断層帯や下伊那竜東断層帯が近接している。さらにこの地域は海溝型地震の影響も考えられ、東海地震や南海トラフ地震は当地域でも被害が想定される。

宝永4年(1707年)東南海沖を震源とした地震や、安政1年(1854年)の安政東海地震では、飯田下伊那地域でも大きな被害を出しており、南信地域は東海沖で発生する海溝型地震への注意が必要である。また断層型の地震発生率は比較的低いが、享保3年(1718年)に発生したマグニチュード7の遠山地震は、豊丘村の近くを走る中央構造線が起因するとされる。

表-1 各断層帯の被害想定

項目	想定地震	糸魚川 静岡 構造線	伊那谷断 層帯	阿寺断層 帯	木曾山脈 西縁断層 帯	東海地震	南海トラフ地震	
							基本	陸側
地震発生最大確率 (30年以内)		14%	ほぼ0%	北部11% 南部0%	北部0% 南部4%	70%	70%	
規模(マグニチュード)		7.9	8.0	7.8	7.5	8.0	9.0	9.0
最大震度		5強	6強	5強	5強	6弱	6弱	6弱
人的 被害	死者	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者	わずか	30人	わずか	わずか	わずか	わずか	50人
	負傷者	わずか	50人	10人	わずか	わずか	わずか	90人
	避難者	30人	880人	10人	40人	80人	170人	900人
建築物 被害	全壊	わずか	60棟	わずか	わずか	わずか	わずか	60棟
	半壊	わずか	500棟	わずか	わずか	20棟	40棟	510棟

(豊丘村地域防災計画より 最大震度5強以上のものを抜粋)

(1)-4. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。近年発生した新型コロナウイルス感染症では、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急なまん延により、豊丘村においても多くの住民の生命や健康、商工業の経済活動に重大な影響を与えた。

(1)-5. まとめ

以上のとおり豊丘村で最も発生確率が高いと考えられる大規模災害は「風水害」「地震」「感染症」である。

「風水害」については、天竜川やその支流の氾濫が危惧される。豊丘村の住民や企業、主要機関は天竜川沿いの下段地域に集中しており、大規模な氾濫が起きた場合、浸水や流出被害が想定される。また伊那山脈から急こう配で天竜川に流れ込む支流では鉄砲水の発生が心配される。

「地震」については、一帯が無数の断層に囲まれており内陸型地震の発生が心配される。また南信地域は東海地震、南海トラフ地震など海溝型地震の影響も心配される。これらの地震は発生確率が高くなっており、大きな被害が想定されている。さらに急峻な地形やもろい地質は、風水害や地震の際に山崩れやがけ崩れを発生させる確率が高く、建物倒壊の他に、道路やインフラ設備の寸断、集落孤立等の原因になる。

「感染症」については、パンデミックになる感染症は未知のものが大半で、その影響や終息時期の予測ができない。目に見えないものだけに、いつどこで感染するか分からず、人や物が世界中を行き来する現代社会において完全に逃れるのは難しい。

(2)商工業の状況

・商工業者等数 221(内 小規模事業者数 174)

村の商工業者は大部分が下段地域に分布しており、中段地域までにはほぼ全ての事業者が存在する。特に、天竜川沿いを走る竜東一環道路沿いに工業団地が造成されており、製造業が集中する。

表-2 商工業者の業種別内訳（出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和3年7月1日現在）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	合計
管轄内事業者総数	56	38	6	25	21	55	20	221
(内)小規模事業者数	53	22	4	16	21	45	13	174
立地状況	村内 広域に 分布	下段地 域に分布	下段地 域に分布	下段地 域に分布	村内 広域に 分布	中・下段 地域に 分布	村内 広域に 分布	

(3)これまでの取組

ア 豊丘村の取組

・豊丘村地域防災計画（見直し 令和3年3月 豊丘村防災会議）

災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、豊丘村の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより村民の生命、および財産を災害から保護することを目的としており、風水害等対策、地震対策、原子力災害対策、その他災害対策の各計画からなる。

・防災啓発活動と組織体制の整備

村民のおかれた環境を知らせるため、豊丘村の災害危険個所の周知を図るとともに防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地区村民へ提供する。

又、村民に対する防災意識の普及・広域活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災体制の確立を図る。

・防災備品の備蓄

（食料品等の備蓄）

住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。村は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定し、人口の5%の2食分程度を目安として、レトルト食品等の調理が容易な食品の備蓄を実施する。

（飲料水等の備蓄）

緊急時用浄水装置(4立米/h)1機、給水袋(10ℓ)450袋、(5ℓ)1,000袋が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施する。大規模災害においては、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。また、被災していない近隣市町村(水道事業者等を含む。)による応急給水活動による飲料水等の確保を図る。

（生活必需品の備蓄）

住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努めつつ、人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

・新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の策定

新型コロナウイルス感染症の対応は、「豊丘村新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針等」に基づき実施されている。

イ 当商工会の取組

- ・ 小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・ 事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社等と連携した損害保険についての情報提供
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・ 新型感染症に対する対策（危機管理マニュアルP33～35に示す）

2 課題

- ・ 事業者のBCP対策が進んでいない。
- ・ 商工会のBCPが策定されても共有されておらず、運用面に不安がある。
- ・ 平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 豊丘村が実施する防災訓練への参加及び協力が不十分で、防災面に関する連携が殆どとれていない。

3 目標

- ・ 村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 村内小規模事業者に対し防災計画を広く周知し、発災時には自ら適切な避難行動がとれるよう準備してもらう。
- ・ 災害発生時の連絡を円滑に行うため、当会と豊丘村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・ 発災後事業者自らが速やかな事業再建に取り組めるよう、村内事業者のBCP作成率を高める。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また村内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和4年度に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」、「危機発生時のガソリン・ガス供給に関する協定書」や「豊丘村商工会危機管理マニュアル(Ver.2)」について、本計画との整合性を整理し自然災害や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報やホームページ等において本計画を公表する。その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・豊丘村商工会 危機管理マニュアル(Ver.2)【令和5年1月見直し】別添

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・豊丘村事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、豊丘村、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震、または天竜川の堤防決壊)が発生したと仮定し、豊丘村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害による発生時は人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で村内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊丘村における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と豊丘村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

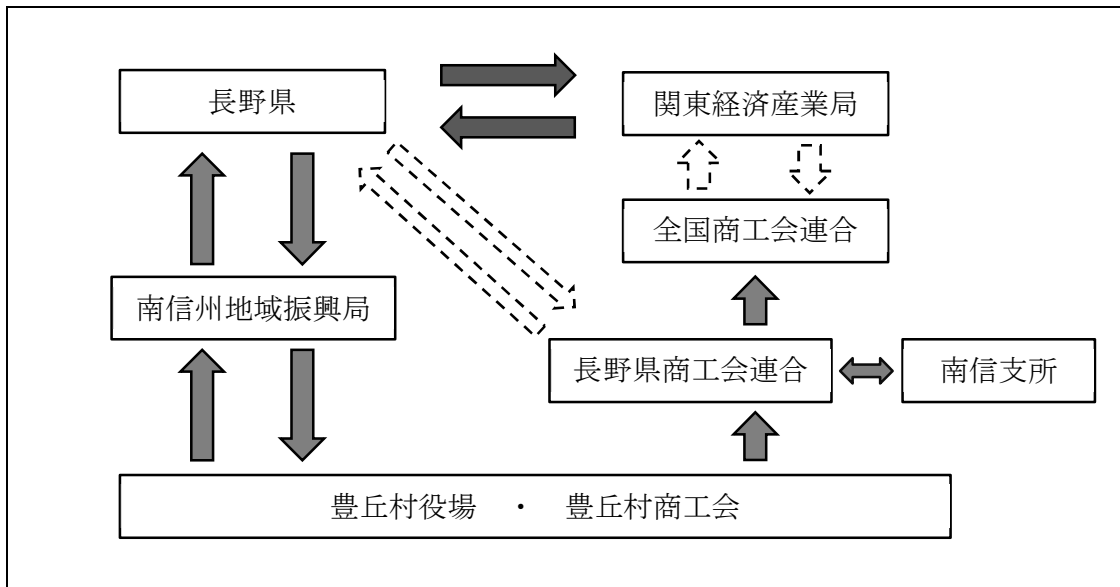
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当商工会と豊丘村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低2回(必要に応じて随時)共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害発生時に、村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当商工会と豊丘村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当商工会と豊丘村が共有した情報を、豊丘村から南信州地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と豊丘村が共有した情報を豊丘村から南信州地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

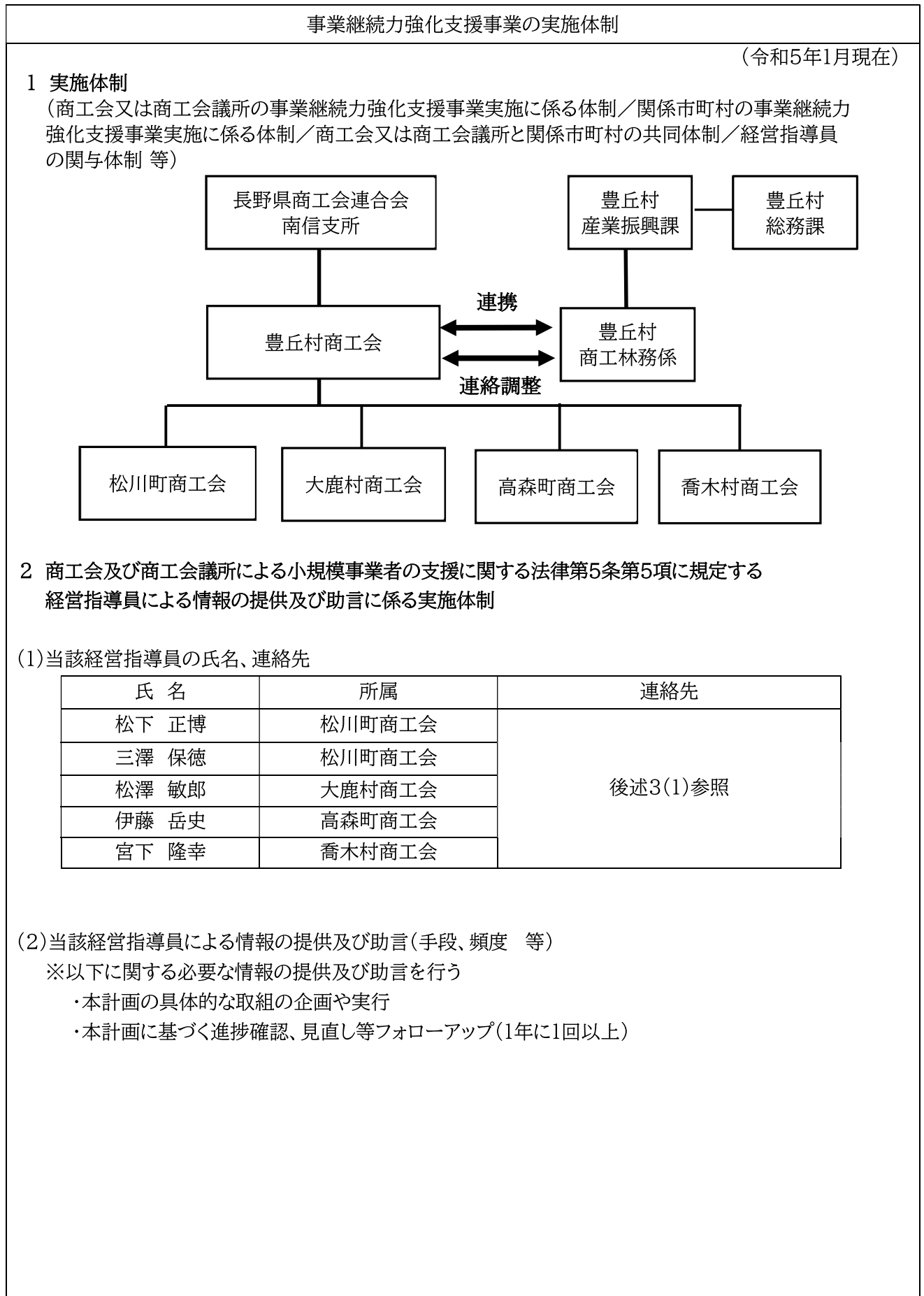
- ・ 相談窓口の開設方法について、豊丘村と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・ 安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、村内小規模事業者等へ周知。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1)商工会

豊丘村商工会 〒399-3202 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲385-5
 TEL 0265-35-2395 / FAX 0265-35-3959
 E-mail : info@toyookamura.jp

松川町商工会 〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島1521-4
 TEL 0265-36-3300 / FAX 0265-36-5144
 E-mail : mkmskk@matsukawa-sci.jp

大鹿村商工会 〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原354
 TEL 0265-39-2381 / FAX 0265-39-2576
 E-mail : shokokai@osk.janis.or.jp

高森町商工会 〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田2971-7
 TEL 0265-35-2254 / FAX 0265-35-8132
 E-mail : tsci@takamori-sci.com

喬木村商工会 〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村6682-4
 TEL 0265-33-2125 / FAX 0265-33-3719
 E-mail : takasho@biscuit.ocn.ne.jp

(2)関係市町村

豊丘村役場 〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120
 産業振興課 TEL:0265-35-9056 / FAX : 0265-35-9065
 総務課 TEL:0265-35-9050 / FAX : 0265-35-9065

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	350	250	250	250	250
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・備蓄品等	100				

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、豊丘村補助金 事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
・東京海上日動火災保険株式会社	長野市南県町1081 長野市東京海上日動ビルディング 長野支店 支店長 武元 忠雄
・長野県火災共済協同組合	長野市大字中御所岡田町131-10 組合長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容	
・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。また東京海上日動火災保険会社(株)は、小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。個別相談会、セミナーを通して個社のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。	
連携して事業を実施する者の役割	
東京海上日動火災保険株式会社 ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。	
長野県火災共済協同組合 ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携しており、迅速な対応が期待できる ・BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。 なお損害保険等の見直しに関しては、村内保険代理店にも協力を依頼する。	
連携体制図等	